

声明：行政密室会議での不透明な既成事実の積み上げは許せない ～木曽川水系連絡導水路事業監理検討会発足～

2008年11月17日

徳山ダム建設中止を求める会（代表 上田武夫）

本日（17日）、国（中部地整）・水資源機構及び3県1市で「木曽川水系連絡導水路事業監理検討会」を発足させた。これは「徳山ダムに係る導水路検討会」の”承継”（国の直轄事業としてきたものを水資源機構に事業承継させたことに伴う）とのことである。

昨年8月22日「徳山ダムに係る導水路検討会【第7回】」で、「長良川に徳山ダムの水を流す上流分割案」なるものの合意が突如発表された。長良川に「徳山ダムの水を流す」という上流分割案の内容もさることながら、その決定過程があまりにも不透明 - 突然の発表 - であることも、また大問題である。この「木曽川水系連絡導水路上流分割案」を木曽川水系河川整備計画に位置づけるあたったの木曽川水系流域委員会での、河川管理者からの説明も曖昧かつ不可解なものであった（ ）。河川法16条の2第3項・第4項も、その立法趣旨を活かすことにはならなかった。

木曽川水系流域委員会を傍聴し、一生懸命資料を見ても、（立案した側の理屈からする）「目的・効果」すら論理整合性あるものとして提示されなかった。理解できたのは、木曽川水系流域委員会委員長・辻本哲郎氏が、「超過渇水対策」なる（他の水系には類例をみない）ものを「木曽川水系において全国に先駆けて導入する」ことに、非常に強い意欲を示したことくらいである。

「寝耳に水」でこれを知った長良川流域市民を中心に発足した「長良川市民学習会」が、今年初めから活動を始め、このような案（長良川に徳山ダムの水を流す）になったの理由とその検討過程について、中部地整及び岐阜県に問い質したが、回答は得られていない。言葉では「市民への説明責任を果たす」としながら、未だに真つ当な公開の説明会・意見交換会すら開催されていない。

「徳山ダムに係る導水路検討会」規約には、「透明性を確保しつつ」という文言が明記されているのに、「徳山ダムに係る導水路検討会【第7回】（07.8.22）」は、非常に不十分な説明資料・参考資料と玉虫色の解釈を許す「議事要旨」しか明らかにされなかった（「注」参照）。

昨年12月14日には、「行政文書の管理の徹底について」という関係省庁連絡会議申合せがあり、国交省中部地整内にもこれに基づく文書作成が促されているにも拘わらず、今回発足した「木曽川水系連絡導水路事業監理検討会」もまた「議事要旨」しか明らかにされない。

またもや、行政密室会議でことを決め、既成事実を積み上げていく旧態依然たる姿勢を固持しているのである。

市民への説明は「おいてきぼり」なままの、今般の透明性なき「木曽川水系連絡導水路事業監理検討会」発足に対して、強い抗議の意を表明する。

以上

連絡先：徳山ダム建設中止を求める会

<http://www.tokuyamadam-chushi.net>

事務局・連絡先：近藤ゆり子

大垣市田町1-20-1 TEL/FAX 0584-78-4119

注1:

「行政文書の管理の徹底について関係省庁連絡会議申合せ(平成19年12月14日)」は、内閣官房のHP内の「行政文書・公文書等の管理・保存に関する関係省庁連絡会議」(第1回)の配布資料の資料2「行政文書の管理の徹底について」に掲載されている。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gyouseibunshou/index.html>

行政文書の管理の徹底について

平成19年12月14日

関係省庁連絡会議申合せ

昨今、文書保存期間満了前の文書の誤廃棄や、文書の倉庫への放置など、文書管理に係る不適切な事例が生じている。今後このような事例の再発防止を図るため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第22条等に基づく文書管理の在り方について再認識するとともに、下記の措置を講じ、行政文書の適切な管理を徹底することとする。

記

1 行政文書の作成

各府省庁においては、その意思決定並びに事務及び事業の実績については、軽微なものを除き、文書を作成することを徹底する。特に、政策の決定及びその経緯等に関しては、所要の文書を作成することの徹底を図る。(以下略)

この「関係省庁連絡会議申合せ」の趣旨からしても、参加各行政機関によって説明が異なる(「ウチ(県・市)にとってはオトクです」)ような玉虫色の「議事要旨」公開で済ますのは問題ではないだろうか。

注2:

繰り返し情報公開請求をかけて、10月後半にようやく膨大な量の「徳山ダムに係る導水路検討会幹事会資料」が開示された。それによれば、以下のことが明らかとなった。

「長良川中流部の河川環境の改善」なる目的は、長良川に徳山ダムの水を流す上流分割案が登場した後付けでしか出てこないこと。

一例を挙げると、「木曽川中流部の河川維持流量は、魚類の生息・生育条件から見た場合、概ね〰〰〰m³/sと考えられ」という文言に続いて「長良川の岐阜市市街地を含む区間の流況を改善する効果」とくる。つまり、河川環境改善なることの数値は建設事業を決めた後の「後付け」(=故・村瀬惣一さんの言葉を借りれば「ケツから数字を合わせる」類)である。

「上流分割案・下流施設」を長良川河口堰取水の兼用施設として検討してきたこと。

なお、10月17日付けで中部地整が開示決定をし、開示してきた幹事会等の資料は以下の分。

第3回幹事会 06.10.26 / 第4回幹事会 06.11.27 / 第5回幹事会 07.3.16
連絡調整会議 07.3.26 / 第6回幹事会 07.4.06 / 第7回幹事会 07.4.13
第8回幹事会 07.4.23 / 第9回幹事会 07.6.11 / 連絡調整会議 07.6.13
第10回幹事会 07.7.4 / 第11回幹事会 07.8.2

また、現在、以下を開示請求中である。

第1回幹事会 06.7.28 / 第2回幹事会 06.8.23

及び

第12回幹事会 07.10.17 / 第13回幹事会 07.12.26 / 第14回幹事会 08.01.26
第15回幹事会 08.03.21 / 第16回幹事会 08.05.15 / 第17回幹事会 08.07.16
第18回幹事会 08.09.12